

内閣参質一八〇第一〇二号

平成二十四年五月十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員森まさこ君提出高速道路の無料措置の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員森まさこ君提出高速道路の無料措置の見直しに関する質問に対する答弁書

平成二十三年十二月から平成二十四年三月までの間の東北地方の高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）及び地方道路公社の管理する有料道路の御指摘の「無料措置」については、平成二十三年度第三次補正予算等により東日本大震災の被災地の支援、観光振興及び避難者の支援を目的として実施してきたものである。平成二十四年四月からの御指摘の「無料措置」については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により住民が避難を指示される区域や勧奨される地点が依然として設定されている状況等を踏まえ、当該区域等を生活の本拠としていた避難者の支援を目的として実施することとしたものであり、御指摘のように「無料措置の対象を被災者全体」とすることは考えていない。

